

# 9月県議会

一般質問(10月10日)

## I 医師の確保

### 医師の確保について

Q: 長野県の医師数は全国30位と少ないが、医師を確保するための基本的な施策の方向性についてどう考えているのか?

知事: 来年度は医師確保計画を策定する。医師不足の地域に対する集中的な医師確保対策を県が主体的に行う。

Q: 上伊那や木曾は医師数が少なく地域によって医師数の偏在が顕著であるが、偏在を解消するための今後の対応は?

健康福祉部長: 10の拠点病院による小規模病院等に対する医師派遣を促進して、小規模病院等における安定的・継続的な診療体制の維持を図っていく。

Q: 女性医師数が増加する傾向にあり、結婚・出産・子育てがあっても女性医師が就労しやすい環境の整備が必要であるが、今後どう対応していくのか?

健康福祉部長: 離職後の復帰を支援するため、短時間正規雇用などの多様な働き方による就労を可能にしていく。院内保育所の設置、24時間病児保育の実施など、女性医師が働き続けることができる環境を整備する。



Q: 県内高校からの医学部進学人数が低迷しており、将来県内で活躍する医師を確保するために、医学部進学人数を増やす必要がある。高校改革の一環として、県立高校に医学部進学を目指す探究的なクラスを、1広域圏に1校程度設置することを提案するが?

教育長: 医学部進学のためのこうした仕組みづくりは必要。高校改革に関する各地域の協議会でも、こうした観点を含めた議論をお願いしたい。

## 「総合診療医」の養成について

Q: 「総合診療医」の養成のために、県は今後どのような支援策を講じていくのか?

知事: 実際に受診した患者の診察を通じて、外来診療を医学生と研修医と指導医がチームで学ぶ取り組みを信州大学と連携して実施するなど、引き続き「総合診療医」の養成を支援する。

Q: 「総合診療医」としてのメリットを發揮している例として、伊那市長谷の「美和診療所」がある。この診療所には、鍼灸治療所が併設されており、地域住民の健康

増進に大きく寄与している。Q: 「総合診療医」の必要性をどのように認識しているのか? 知事: 患者の症状を総合的に判断し、適切な初期対応を行うことができない「総合診療医」の存在は、これから極めて重要。特に長野県のように中山間地域では、ますます重要になる。Q: 「総合診療医」の養成のために、県は今後どのような支援策を講じていくのか? 知事: 実際に受診した患者の診察を通じて、外来診療を医学生と研修医と指導医がチームで学ぶ取り組みを信州大学と連携して実施するなど、引き続き「総合診療医」の養成を支援する。



美和診療所(鍼灸治療所を併設) 伊那市長谷

## II 公文書管理条例

### 「公文書管理条例」の制定について

私は6月議会の一般質問で「公文書の管理」について取り上げ、県として「公文書管理条例」を早急に制定することを提案した。この提案に対する知事の答弁は、「条例化することが必要かどうかも含めて検討する。」というものであった。その後、県知事選挙があり、知事は「『公文書管理条例』の制定を検討する」という公約を掲げた。

率化、意思決定の迅速化等を図るため公文書管理の推進にも努める。新たに制定する条例が、「公文書管理条例」の全国的なモデルとなるよう検討する。

Q: 6月議会の私の一般質問に対する答弁と比較して、知事の選挙公約は相当前向きなものになっているが、この公約を掲げるに至った理由は?

知事: 県知事選挙に向けて基本政策集・公約を検討していく中で、県議会での酒井議員の提案が参考になった。公文書管理の適正化に向け、県議会で議決された条例として定めることが適当と考えた。

Q: 選挙公約を早期に実現するため、1年後の来年9月の議会までに条例案を議会に提出すべきと考えるが?

知事: 仕事の仕方も含めて幅広い観点で検討を行い、見直しの方向性を本年度中に取りまとめ。その上で、県議会をはじめ広く県民や専門家の意見も求めながら検討を進める。2020年度の当初から施行できるように来年度中には条例案を提案する。

Q: 森友問題における文書管理に関して、「公文書管理法」が存在しながら官僚により文書を廃棄したり改ざんされたが、それは法律違反に関する罰則が規定されていないからか?

Q: 「公文書管理条例」の実効性を担保するために、条例に違反した場合の罰則規定を設けるべきと考えるが?

知事: 公文書の不適正な取扱いに対して、厳正に対処しその抑止を図ることは極めて重要。条例案の作成に際して、国や他県の動向も踏まえながら検討する。

Q: 森友問題における文書管理に関して、「公文書管理法」が存在しながら官僚により文書を廃棄したり改ざんされたが、それは法律違反に関する罰則が規定されていないからか?

知事: 森友問題における文書管理に関して、「公文書管理法」が存在しながら官僚により文書を廃棄したり改ざんされたが、それは法律違反に関する罰則が規定されていないからか?

## 条例と罰則規定について

### 条例と罰則規定について

Q: 森友問題における文書管理に関して、「公文書管理法」が存在しながら官僚により文書を廃棄したり改ざんされたが、それは法律違反に関する罰則が規定されていないからか?

知事: 森友問題における文書管理に関して、「公文書管理法」が存在しながら官僚により文書を廃棄したり改ざんされたが、それは法律違反に関する罰則が規定されていないからか?



## 公文書の廃棄について

Q: 県が条例を制定する場合、「重要な公文書の廃棄に当たっては、複数の部署によるダブルチェックにより廃棄の可否を判断する」旨の規定を設けるべきと考えるが?

総務部長: 重要な公文書は厳格な対応が求められる、異なる部署によるダブルチェックは有効な手法。専門家の意見を聞きながらしっかりと検討していく。

再Q: 専門家の意見や国・他県の動向を参考にすると、答弁があったが、専門家や国・他県が参考にするような県条例を作ることを要望する。